

2018年2月21日

債権者各位

東京都大田区羽田旭町11番1号
株式会社荏原製作所
代表執行役社長 前田東一

吸収分割公告

当社（以下「甲」という。）は、2018年4月1日を効力発生日として、吸収分割により、同日設立予定の新法人の全発行済株式及びこれに関連する一切の権利義務関係をエリオットグループホールディングス株式会社（本店所在地：千葉県袖ヶ浦市中袖20番1号）（以下「乙」という。）に承継させることといたしました。

本件吸収分割は会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割に該当するため、当社の株主総会の決議を経ずに行います。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は以下のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載紙：官報

掲載の日付：平成29年6月8日

掲載頁：55頁（号外第121号）

以上